

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する
不当廉売関税の課税期間延長に関する調査の開始

令和2年9月8日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

水酸化カリウムに対する不当廉売関税の現状

- 大韓民国(以下「韓国」という。)及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産の水酸化カリウムに対して、不当廉売関税を課税中。

| 課税期間 | 供給国 | 不当廉売関税率 |
|--------------------|-----|---------|
| 平成28年8月9日～令和3年8月8日 | 韓国 | 49.5% |
| | 中国 | 73.7% |

貨物の概要

- 名称:水酸化カリウム
- 輸入統計品目番号: 2815.20-000
(協定税率:3.9%、基本税率:4.6%、特惠税率:無税)
- 外観:無色の液体品又は白色片状の固形品
- 主な用途:
 - ・液体石鹼や洗剤の原料
 - ・化学肥料の原料
 - ・アルカリ電池の電解液
 - ・写真の現像液



【固形品】



【荷姿】

(注)写真は本邦産のもの

(出典:申請者)

調査開始の概要

- 令和2年7月7日、カリ電解工業会(注1)が韓国及び中国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長(注2)(注3)を申請。

(注1) 国内で塩化カリウムの電解事業を行う企業が加盟する業界団体であり、加盟企業の水酸化カリウムの生産量の合計は、本邦生産量の100%を占める。

(注2) 本邦産業の利害関係者は、課税期間満了の1年前までに延長申請が可能(関税定率法第8条第26項)。

(注3) 本調査は、関税定率法第8条第27項に基づく課税期間の延長に関する調査であり、同条第22項の税率の変更に関する調査ではない。

【申請の概要】

不当廉売された貨物の輸入の継続・再発のおそれ

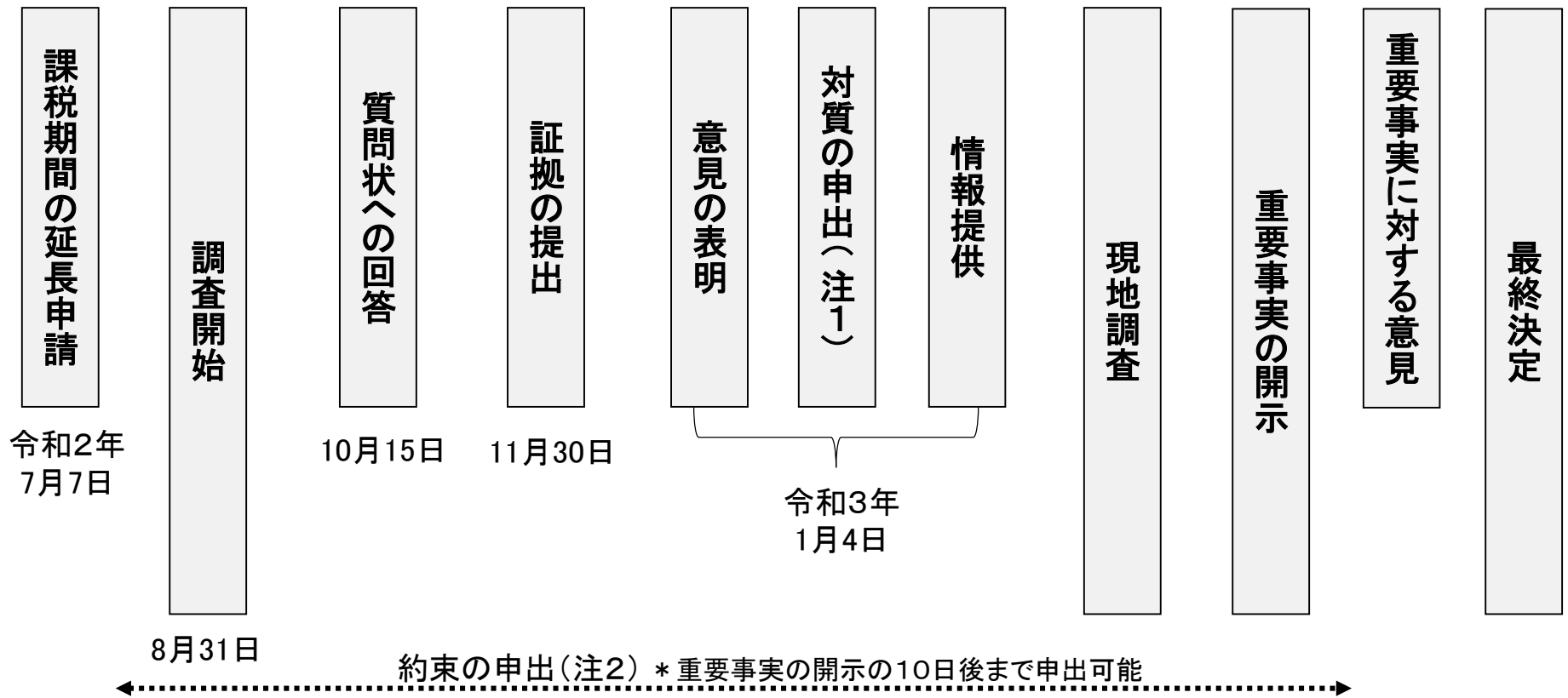
- 韓国の本邦向けの輸出価格及び中国の第三国向けの輸出価格は、正常価格より低い。
- 両国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外においてその追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

本邦の産業に与える実質的な損害の継続・再発のおそれ

- 本邦産業は不当廉売された貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できず、価格の押し下げ又は価格上昇の妨げを受けている。
- その結果、営業利益は、平成29年以降下降を続けている等、不当廉売された指定貨物の輸入により生じていた実質的な損害から回復していない。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年8月31日に調査を開始。

調査手続きの流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。

輸入量及び営業利益等の動向

水酸化カリウム輸入量

(単位:トン)

35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0

■ 韓国 ■ 中国 ■ その他

※その他は、アメリカ合衆国、スウェーデン等

679
24,467
1,100

700
29,775
90

不当廉売関税の
課税

1,672
16,559
22

3,533
9,095

2,472
8,271

4,875
10,440

平成26年

平成27年

平成28年

平成29年

平成30年

令和元年

(※) 暫定措置(平成28年4月9日～)、確定措置(平成28年8月9日～)

(出典:財務省貿易統計)

申請者の営業利益

(営業利益:指数)

棒グラフは、平成27年の営業利益を【100】とした場合の指数

300
250
200
150
100
50
0

平成27年

平成28年

平成29年

平成30年

令和元年

■ 営業利益(指数表示:平成27年を100とした場合)

【100】

【150～190】

【210～250】

【180～220】

【110～150】

(出典:申請書)